

電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会（第4回）議事要旨

1. 日時：平成20年8月25日（月）17：00～19：00

2. 場所：中央合同庁舎第2号館 10階 1001会議室

3. 出席者

（1）構成員（五十音順、敬称略）

大橋 弘、関口 博正、高野 ひろみ、辻 正次（座長）、鳥居 昭夫、松村 敏弘、
山内 弘隆（座長代理）

（2）総務省

桜井 総合通信基盤局長、武内 電気通信事業部長、古市 料金サービス課長、
村松 料金サービス課企画官、飯村 料金サービス課課長補佐、岡本 同課長補佐

4. 議題

（1）主要な論点整理

（2）その他

5. 議事要旨

【主要な論点整理】

○ 事務局より資料1及び2に基づいて説明。

○ 意見交換における構成員からの主な発言等は以下のとおり。

構成員 市場支配力との関連について、設備のボトルネック性の考え方は、電電公社からNTTに移行する中で、またその後、他の事業者が参入する上でも大きな役割を果たしてきたものと認識。一方、経済学において市場支配力の考え方について知見を徐々に積み上げてきており、以前であれば、大きな主体は分割するという政策が採られたが、最近では、グローバル化の中で非常に大きな企業体が出てきていることとも関連して、規模に意義を見出すとの考え方が強くなってきている。今後、市場を見ていく上で、市場シェア50%をもって市場支配力を推定するという考え方が正しい見方なのかを考える上で参考となるものと思料。

事務局 現在の指定電気通信役務については、必ずしも市場支配力ということではなく、ボトルネック設備を用いて提供されているサービスそれぞれに着目し、代替的なサービスが十分に提供されているかどうかという部分でアプローチしているところ。今後市場が垂直統合、水平統合に向かう中で、指定電気通信設備制度（ドミナント規制）を包括的に見直していく場合には、例えば競争評価で積み上げてきた知見等を生かしつつ、総合的に判断する必要があるものと思料。

構成員 4ページで、ドミナント規制の見直しに際して、プライスカップの対象となっているサービス以外のサービスについて、市場支配力の濫用を最低限抑制する観点から何らかの対応策が想定されるか、とあるがこの意図は何か。

事務局 仮に、ドミナント規制の包括的な見直しが行われ、現行のプライスカップの対象となっているサービス以外のサービスについて市場支配力が認められた場合、その濫用を最低限抑制するという観点から、利用者料金に対して何らかの対応方策があるかという問題意識。

構成員 3ページで、市場シェアが50%を超える場合、特段の事情がない限り原則として規制の対象となるため、規制の必要がないとするならばその挙証責任は事業者にあるというのはもっともであるが、そうであれば、仮に事業者が規制を不要という提案をした場合には、今度は規制官庁側にそれを判断する責任が発生するものと思料。一方、4ページについては、従来プライスキップの対象になっていないようなサービスに対し必要に応じて規制を導入するというのであれば、当該規制の必要性の挙証責任は規制官庁側にあるものと思料。また、市場支配力の行使により他の市場に梃子を働かせることにより、問題が生じるのは非常に限定された場合であり、このゆえ、それに該当するとすればその点を明確に説明する必要がある。さらに、仮に規制が必要だとして、どのような規制が適当かも明確に説明する必要がある。事業者からのプレゼンにおける指摘があったため、今後のプライスキップの対象として携帯電話が例示されていることと理解しているが、携帯電話が上述のハードルをクリアして、例えばプライスキップの対象になることには違和感がある。あくまで一般論としてあり得るということであり、実際に携帯電話を規制対象にすべきだということまで議論が成熟しているわけではないことは確認しておくべき。

構成員 ユニバーサルサービスとプライスキップの関係については、方向性としては無理にこじつけない方がよい。将来的な話として仮にユニバーサルアクセスの議論をする場合には、恐らく指定電気通信設備制度の中身も変わってくると考えられる。これまでユニバーサルサービスと料金抑制について直接議論していなかったし、将来に渡ってもまだそういう議論にはあまり繋がってこないものと思料。

構成員 携帯電話のパケット料金については、契約時の周知の徹底についてのみならず、パケットの単価がわかりにくく、そもそも単価の決め方がどうなっているのか不分明ということについても指摘していたもの。一部の事業者からパケット料金の算定手法を見直すことも検討したいとのコメントをいただいており、報告書には、これに対応する部分の考え方を加えていただきたい。

構成員 パソコンに接続した時には実額請求になることが社会問題になっているということについては別途対応することは大切と思うが、もう一つの側面として、携帯電話では、既にパケット単位で料金を設定すること自体に意味がなくなっているのが実状。何パケット利用しようと、一定料金で抑えざるを得ない環境になってしまっている。NGNの接続料の議論においても同様の論点があるが、パケットの単価の考え方が明らかにされることが端緒となって議論が深まれば良いのではないかと。

構成員 基本的に同意見であるが、適正な料金とは何かという意味において、果たして定額制が本当に良いかどうかは明らかでない。定額制に移行すべきというニュアンスを出して良いのかという点については注意が必要。

構成員 定額制が成り立っているのが、ヘビーユーザとライトユーザとの間で内部補助を行っているためか、あるいはそもそもパケット料金に対応するコストがほとんど無かったためかという理由は不分明。御指摘のように慎重に意見集約すべきだが、議論の端緒として、大切なアプローチと思料。

構成員 会計制度の側面からの見直しについては、現在は会計上、広告収入を電気通信事業収入

と別途の区分で把握しているものと思われるが、例えばこれを同じ区分として捉えるのが望ましいかという点が論点の一つ。

構成員 16ページの図で、仮にB社とB'社が同じ会社で固定電話と携帯電話を提供している場合には、接続料はかかるのか。

構成員 まずは、B社の接続料が規制されていて、基本的にコストベースで接続料を算定するのか、あるいは規制対象外で、自由に接続料が設定でき、コストと接続料の関係がチェックされていない状況になっているのかによって考え方は全く異なるものと認識。ここでは規制されていないことが前提になっていると想像されるが、規制がなくて良いかは別問題。小売料金設定の問題か、接続料が規制されていないことが問題かは一概には言えないが、個人的には、接続料が非規制であることが問題と思料。

事務局 仮にB社とB'社が同一の会社である場合は、自社内の取引となり接続の形態はとらないが、これらがグループ会社ということであれば別会社であるので、接続する場合には接続料が発生。接続料については、第二種指定設備設置事業者に対しては一定のルールが課されているが、それ以外の事業者についても、17ページにあるように、例えば接続に当たって不当な差別的取扱いを行うことによって公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、事後的な対応方策が担保されているところ。

構成員 仮に内外無差別で高い接続料をつけたとして、それで問題ないということにはならず、内外無差別であることのみをもって問題がないとは言えないのではないかと。厳しい規制を課すべきかどうかは本研究会の議論の対象の外にある話であるが、個人的には問題があるものと思料。

構成員 現在、情報通信法の議論も進んでいるものと認識。本研究会における議論との関係はあるのか。

事務局 通信・放送の融合・連携に対応した法体系の整備、NTTの組織問題が時期を同じくするような形で検討されるが、そのような大きな傘の下、本研究会において検討される利用者料金政策がぶら下がるようなイメージと認識。

【その他】

- 第5回会合は9月12日（金）、報告書案について検討を行う予定。

以上